

◎新潟県告示第588号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年5月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
佐渡市羽茂本郷1934番の一部、1969番の一部、1969番2の一部及び1971番の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物